

翻刻…競馬中指々揃并小中指次第

山本 宗尚

解題

本文書は、毎年五月五日に行われる賀茂競馬に先立ち、乗尻の騎乗順を決定する儀式の次第を記したもので、藤木保誠氏（上賀茂神社権禰宜）所蔵文書の一つである。ある。同題異本の管見に、国会図書館本（賀茂社記録第87巻）がある。著者や成立年代は不明であるが、文中にある年号を国会図書館本と突合すると、正保三年（一六四六）から安永四年（一七七五）の記載があり、おそらく安永年間頃の成立とみられる。藤木家本と国会図書館本の記載内容自体は同一であるが、国会図書館本にはかな変換された表記があるほか、何箇所か異なる記述がみられるため、別系統の写本が存在する可能性がある。また、慶應四年および明治三年以降の変更点（それぞれ、廻状の記載方法と庄園名・名乗の記載方法）が朱書されている。

内容は、次の三項目から成る。

- ・ 競馬会乗尻中指事
- ・ 小中指之事
- ・ 指揃之事

これらは、『賀茂社記』（馬の博物館所蔵）文中に「四月廿日前後二、ナカサシトテ五日ノ乗尻ノ座ノ次第ヲ定也。」「同廿八九日ニ、小ナ

カサシ有。両官共ニ所司大夫役也」とあり、それぞれ中指（ナカサシ）・小中指（コナカサシ）・指揃（サシソロエ）と称することがわかる。

中指はここに挙げたように、五日の乗尻（競馬乗尻）の座の次第を定めることが主目的である。ここで、近世以前、足汰乗尻と競馬乗尻は異なっていたことには注意する必要がある。競馬乗尻の候補は、十手（氏人を一番衆から十番衆に分けた組織）からそれぞれ二名ずつ選ばれ、十手のそれぞれの代表者が小折紙と呼ぶ定型文書を作成し、所司大夫（神事の下準備や介添、所要事項の伝達・催促・披露などの任にあたる。『賀茂注進雑記』にある氏人諸役人の一「侍所所司」とある役と考えられている。所司代とは別。須磨千頼氏、によって詳しく解説され、藤木文雄氏によってまとめられている）に提出されている。所司大夫は調整・進行役となり、座席衆（後に示す座席の管理を司る役と考えられるが、氏人諸役人には列挙されていない）と所司代（所司の代官か不詳）が出席して、四月二十二・三日頃に中指を開催する。食事が供された後、小折紙を広げ座席衆が確認する（文明九年五月二日の氏人中置文により、往来田を所持しない無足の氏人を競馬の乗尻として差定することは曲事とされて

いるため、氏人資格確認の意味合いと考えられる）、所司代は、料紙の上半分に十手の順で名乗を転記する。次に、座席衆の指図を受けて、名乗の上に座席順に番号を付す。座席とは、現・前任社司の世代別、流祖からの代数と続柄により序列化したものである。この番号順に、料紙の下に改めて名乗と名前を転記し直し、差し支え（親子・兄弟など）があれば隣の乗尻と入替えを行って（上テ右、下テ左などと注記される）騎乗順を決定する。これを堅紙に浄書し、廻状案を作成する。改めて軽食が供されるが、ここで足汰乗尻の番立作成が行われる。希望する庄園を認めた小折紙（実際には、事前に庄園と乗尻を決定しており、儀式的な意味合いと考えられる）を、料紙に転記する。番立は所司代から執筆に回され清書される。最後に差揃の日時を決定して解散となる。

小中指は中指以降、五月三日の参宮祓の儀式以前に乗尻に差し障りが生じた場合、乗尻の入れ替えを行って廻状を改めるために行われる。

差揃は四月二十八・九日頃、座席衆による騎乗順の最終確認と、所司代による廻状の清書を行う儀式である。

まとめると、競馬乗尻は十手からそれぞれ二名が選ばれ、個人の技量によらず座席順で機械的に差定されていた。競馬の番立は、足汰式の素駆によって決定され、競馬乗尻の騎乗馬は足汰式で初めて明らかとなることになる。明治以降、足汰乗尻と競馬乗尻は同一人

物が勤めることとなり、庄園馬と乗尻が完全に紐付けられた。現行儀式には、足汰式の騎乗順を決める「籤取りの儀」があり、足汰式の倭文庄・金津庄と五日一番の乗尻は、乗尻のうち技量卓越の者がこれを勤めることとなっている。これらの儀式・決まりは中指・指揃とは相容れないもので、明治時代以後の新儀であることが明らかとなった。

はじめに触れたように、中指の幕末以降の新儀については国会図書館本に記載があるので簡単に紹介しておく。基本的には百官受領が廃されたことが関係すると思われる各種書式の変更となっている。明治三年以降、小折紙と廻文の下書きには名乗ではなく実名を、浄書には姓と実名を表記するとある。また、足汰式関係では、庄園・名乗の記載が、庄園・賀茂縣主実名と変更され、庄園のうち十二番（正称宜）以降の社司名表記分については、明治二年に庄園（山田庄）と改めると記されている。

「体裁」写本 一冊、縦三七・四糎、横三七・四糎

○丁、内墨付○丁

謝辞

藤木保誠氏には、本文書の閲覧と翻刻に便宜を賜りました。ここに記して感謝いたします。

参考文献

藤木文雄「賀茂注進雜記第七 社家 官位 諸司 注釈(補注)」(み
たらしのうたかた(賀茂歴史勉強会文集)) 十二、平成二十四年。
須磨千穎「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(4)」(南
山経済研究、七三、平成五年)。
山本宗尚「翻刻『賀茂社記』」(『馬の博物館研究紀要』、十七、平成
二十二年)。

凡例

- ・文中()は割注を示す。
- ・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。
- ・■は解読不明文字を示す。

本文

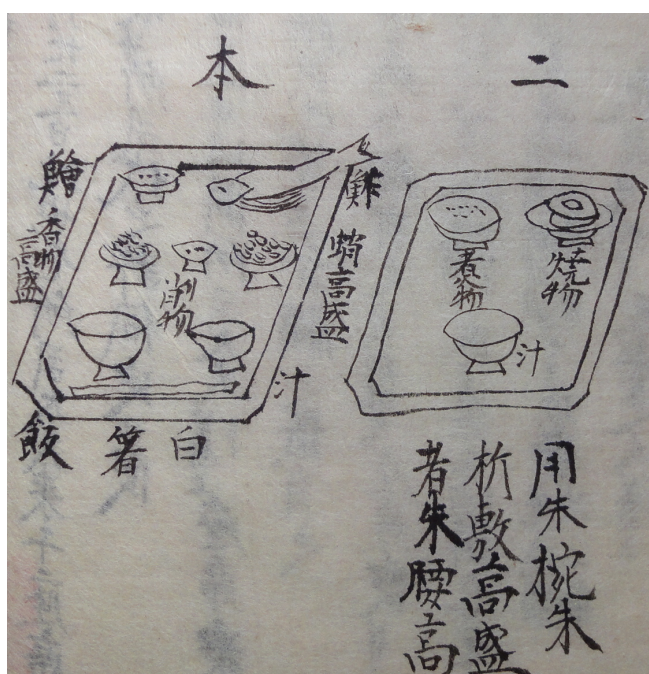
〔表紙〕

〔朱〕イ

競馬中指々揃并小中指次第

競馬會乗尻中指之事〔印〕

一、四月廿二、三日比也。尤所司大夫来于座席衆并所司代之許伺定
日限。



用朱椀・朱折
敷。高盛者
朱、腰高。

當日二日以前所司大夫(着上下)座席衆并所司代等江三日觸之儀有之。

當日時分觸有之(辰刻比也)座席衆并所司代等(各表帷子麻上下)参集。各相揃之上、年次着座(但有社司則以之為上座)了、居膳(先本膳、次二膳)。

献立(凡如左)、配膳之人(着上下)

焼物(鯛ノ背切、クけ汁、生姜)

二ノ膳 汁(すましもの)

煮物（竹之子、長芋、ふき、玉子、ふ）

焼物（さば、すし、たで）、たこ高盛、みそ汁（こ

ま／＼、しいたけ）、

本膳 削物（鰯、削り物）、はし

鱈（何にても魚、大こん、■ん）、番物（高盛）、

飯

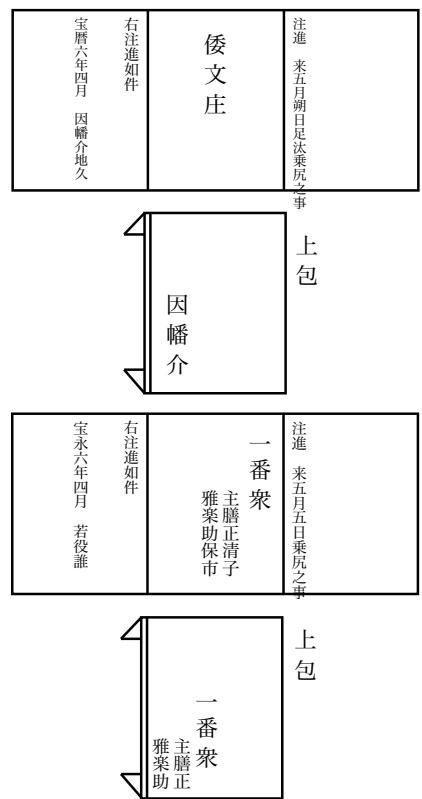
次ニ中酒一献、盃ハ用飯器ノ蓋、畢強飯。

次ニ塗盃（三ツ）、御酒（凡三献）、三種肴（たこ、数の子、

ひら物）。

次ニ湯。了撤膳事了。

所司大夫自十手被差出競馬乗尻之小折紙并足汰乗尻之小折紙硯



二美濃守	一番衆
四左兵衛佐	二番衆
八東市正	三番衆
五民部少輔	四番衆
三主税助	五番衆
三主税頭	六番衆
三主税頭	七番衆
三主税頭	八番衆
三主税頭	九番衆
三主税頭	十番衆

一左衛門佐	重信
一左衛門佐	相平
二美濃守	保祐
二左兵衛佐	秀久
三帶刀左衛門	清玄
四民部少輔	保延
三右兵衛尉	保至
四東市正	保本
五兵部丞	保本
五千代松大夫	清番
六丹後守	清長
六主税助	保台
七隼人正	保章
七玄蕃允	氏愛

箱（筆自軸一對、墨龍形。若龍形無之時ハ以紙卷握也）。

料紙折杉原一帖等被出之。

右小折紙座席衆一覽有之、畢先所司代硯箱

ヲ右へ直シ蓋ヲ取、水ヲ入レ墨ヲ摺リ、筆

一對ヲ取上ケサヤヲヌキカケ見テ、我可書

ト思フ筆ニ墨ヲ含マセ硯ニモタセカケテ置

キ、次ニ料紙ヲ取り一枚横折ニシテ座席衆

へ可認哉ト相尋ルノ上被認之。先ツ一番衆

ヨリ十番衆迄、五日乗尻ノ名前斗書之如左。

何番衆ト書クハ、名ヨリ一字下ケテ書ク

ヲナリ。右認テ、座席衆へ被差出、座席衆

一覽之上半紙ヲ付紙程ニ切り、座席ノ次第

ヲ以テ二十人ニ付紙ス。于時所司代座席衆

ノ差図ニシタカヒ名ノ上ニ一二三ヲ付ラ

ルハナリ。但近年付紙ノハ無之。唯、一ヨ

リ二十迄ノ差図ニシタガヒ書付ラル、也。

次ニ一ヨリ二十マテ一二三付ノ次第二各斗

一通り書之了、立カヘリテ名乗書セラル、

如左。

廻 来五日乗尻之事

一番	左	左衛門佐	重信
二番	右	壹岐守	相平
三番	左	美濃守	保祐
四番	右	左兵衛佐	秀久
五番	左	帶刀左衛門	清具
	右	右兵衛尉	保延 上テ右
	左	民部少輔	清玄 下テ左
	右	東市正	保至

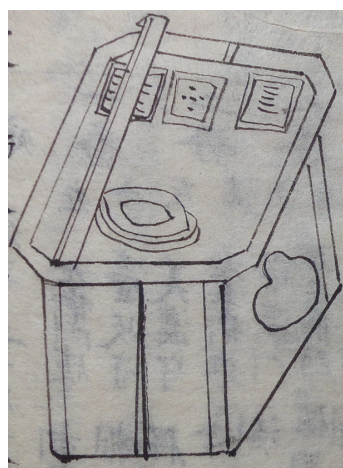
右所廻之状如件
正保三年四月日

所司代認了、座席衆へ差出サル座席衆一覽ノ上組合ヲス。尤一家ノ間等アレハ上ケ下ゲ等ノヲアリ。座席衆ノ差図ニ從ヒ所司代一二二ト十番迄名ノ上ニ書付ラル、也。右了座席衆一覽ノ上、堅紙ニ清書セラル、如左。

札紙上包同紙也。右ノ点ハ今日掛ルニテハナシ。指摘ノ時左方・右方ノ差符清書ベ掛ル点也。

廻来五月五日ト書ク事モアリ。又

右所廻之状如件ヲ一説ニ、右所



定之状如件ト書テモ能由アレトモ近来書ク人少ナシ。又月日ハ四月日ト書ヘシ。五月日ト書ク例モアレトモ悪キ由也。右清書了、札紙上包等ヲシテ組付、三方ノ上三ツ蓋（三度土器）ノ左ニ置ク。向ニ熨斗・勝栗・昆

布、各五充小角二載ス、如左。

銚子（冷酒。淨衣着酌之）、加（上下。或ハ略ベ錫ノヲモアリ）

表

五月朔日足汰乗尻	同祝
倭文庄 丹波守	同祝
金津庄 伊予權守	同祝
安志庄 大三郎大夫	同祝
土田庄 常陸權介	同祝
福田庄 石見守	同祝
經長庄 八惠丸大夫	同祝
舟木庄 八十四郎大夫	同祝
宮川庄 三次郎大夫	同祝
淡路庄 未之若大夫	同祝
出雲庄 甚之介大夫	同祝
竹原庄 能登介	同祝
正祢宜 喜代若大夫	同祝

裏

同祝	越中介
權祿宜	三河權守
同祝	鶴吉大夫
片岡祿宜	權之介大夫
同祝	河内權守
喜藤大夫	喜藤大夫
同祝	下總權守
新宮祿宜	帶刀大夫

獻之儀、先ツ座席席衆ノ上首ヨリ始メ、次第二転ベ、所司代ニ至リ、各三獻了。所司大夫納ベ也。次ニ吸物（蛤）・御酒・肴三種、外ニ一二種被出之。数献之後各退出。尤所司代、足汰乗尻之小折紙

ヲ以テ番立一通認之（料紙杉原、横折）、如左（天明六年ノ形如此、或ハ各乗ヲ書キ遣スヲモアリ）

右之通認之着座ハ書クニ不及也。此ヲ所司へ渡置ク。所司ヨリ社中執筆へ遣ス也。其外今日ノ書物ハ一式所司代懷中ベ退下也。一、差揃ノ日限治定ノ上、所司大夫三日触有之本儀トイヘトモ、今多ク中指ノ日座席衆相談ノ上、日限治定有之（凡廿八、九日比）ユヘ、三日触時分、触等所司大夫入魂也。

小中指之事

一、中指以後、五月三日参宮祓迄ニ乗尻ノ内差障ノ仁有之時ハ、其手ノ若役比段、所司大夫等へ「被申入小折紙取替ラル。依之即刻

所司大夫・座席衆・所司代等へ」案内有之。小中指被相催座席衆・所司代共（続上下、帷子或ハ帷子ニ不及トモ有之（安永二年四廿六如是）。

所司亭へ参集。其儀、差揃マテニ有小中指時ハ、先ツ中指ノ横折紙トモヲ改メ、次ニ堅紙ノ廻ヲ書改ム。又差揃以後、小中指アルトキハ、先ツ横折紙共ニ改メ、次ニ中指ノ廻シ一通・差揃ノ左右廻ニ一通等ヲ書改ラル、ナリ。但差揃以前ノトキ、堅紙ノ廻シ斗書改ニテ、横折紙共ハ直シニテスミ、又差揃以後ノトキモ差揃ノ左右廻ニ通斗書改ニテ、其余ハ直シニテスミ例モ有之。何レ時宜ニヨルベシ。右事了、小漬飯・御酒・肴等差揃ニ同シ。但献ノ儀ハ無之。

一、神主差符内覧以後、晦日ノ夜有小中指時ハ、五月朔日所司代祝儀ニ神主へ行向ノ時、此段被申入（安永ニ経茂所司代ノ時如此）。又朔日以後三日迄ニ小中指アルトキハ、五日ニ所司大夫祝儀ニ神主へ行向ノトキ、其段被申入（安永四如此。所司代ハ壽保、所司文幸表ニテ代氏練被勤。五日ハ弁俊勤役也）。且書改ノ差符二通所司大夫代官中へ持参シテ取替ラル、也。

一、三日参宮祓以後小中指有之例。延享三年五月四日於所司成文亭有之。

指揃之事

一、四月廿八・九日比、尤所司大夫ヨリ三日触并時分触等有之。本儀トイヘトモ今多ク中指ノ節、座席衆相談ニテ日限治定ユヘ、三日触時分触等入魂ニテ無之。当日刻限（凡巳刻比）、座席衆（表帷子、続上下）・所司代（表帷子、麻上下）各参集。相揃ノ上、

廻 来五日乗尻事	
左方	一番 賀茂縣主延保
	二番 賀茂縣主白頭
右所廻之状如件	
明和六年四月	
日	

廻 来五日乗尻事	
右方	一番 賀茂縣主文幸
	二番 賀茂縣主苗清
右所廻之状如件	
明和六年四月	
日	

左方
右方

所司代硯ヲ右へ直シ、硯ノ蓋ヲ取り硯ノ右ニ置キ水ヲ入レ、墨ヲ摺リ、筆一対取上ケサヤヲヌキカケテ見之、可書ト思フ筆ニ墨ヲ含マセ、硯箱ニモタセ置キ、料紙ヲ取り、中央ニ直シ、中指清書ノ上包・礼紙等ヲ除キ、座席集へ今一応御吟味可有之哉ト被申依之。座席衆一応相調了、所司代へ渡ス。于時、所司代左ニヒラキ置キ、五日ノ差符二通被認之。先ツ左方、次ニ右方（此差符古来散位書ト云ヘモ、近来ハ散位ノ二字ヲ除カル）。尤左方ノ差符認ルトキハ、一番ヨリ十番マテ一人々リ認ルノタヒ中指清書。其人ノ名乗ノ上ノ字ニ点ヲ掛ク。右方ハ下ノ字ニ点ヲ掛ル也。其図中指ノ所ニ見ユ。先ツ左方ノ差符清書了、座席衆へ差出シ、一覽ノ上礼紙上包ヲ加ラル。上包ニ左方

小漬飯被出之、献立大凡如左。

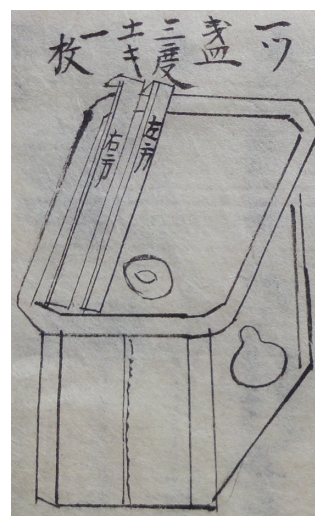
焼物（新鮓）、汁（鯛、三ツ菜）、だし物（人参）

飯
白箸

茶碗日光膳ノ類ヲ用ユ。

御酒肴三種（外二鮓、今一種見合七）
数献

右了、各退散。但所司代ハ差符懷中ニ退出。



ト書ク。右方モ同斷。但シ
上包左方ヨリ一字下ケニ右
方ト書之。其図如左。

左右ノ差符出來ノ上、一ツ
盞ノ三方ニ載ス。尤盞ノ左
ノ方ニ二通共載セ、上座へ
直シ置キ、硯料紙等ヲ撤了、
獻之儀有之。今日ハ依例所
司代ヨリ始メ、夫ヨリ座席
衆上首次第所司大夫納メ也。
各三獻。

御酒（温酒）錫入、酌人（着上下、又ハ淨衣）無加右獻